

長崎県の最低賃金が改定されました。

平成23年10月12日(水)から 1時間646円

長崎県最低賃金については、長崎地方最低賃金審議会における審議の結果、「現行時間額642円を4円引き上げ、1時間646円とする。」との答申がなされました。この答申を受けて、異議申出の公示などの諸手続きを経た上で、長崎労働局長により、長崎県最低賃金は「1時間646円」と改正決定されました。

これより30日間の官報公示期間を経た上で平成23年10月12日(水)から発効となります。

長崎労働局においては、関係機関等の協力のもと、県下の労働基準監督署とともに、最低賃金の周知徹底に努めることとしています。

改正額

1時間	646円	(昨年度 642円)
引上額	4円	(昨年度 13円)
引上率	0.62%	(昨年度 2.07%)
発効日	平成23年10月12日	(昨年度 平成22年11月4日)

写

地域別最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第 1 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項規定により公示する。

平成23年9月12日

長崎労働局長 黒田 正彦

長崎県最低賃金

- 1 適用する地域
長崎県内の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に適用される最低賃金額
1時間646円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発効日
法定のとおり（